

【資料 3】

鹿児島県内水面
漁場管理委員会資料
令和 7 年 6 月 10 日

【議題 3】

広瀬川漁業協同組合への増殖命令の対応
状況等について（報告）

令和7年6月10日
水産振興課

広瀬川漁業協同組合への増殖命令の対応状況等について

1 これまでの経緯

- ・ 広瀬川漁協が免許を受けている鹿内共第1号第五種共同漁業権には、オイカワが含まれており、広瀬川漁協にはオイカワの増殖義務がある。(増殖目標:5kg/年)
- ・ 令和6年8月に、広瀬川漁協よりオイカワの放流の方法等に関する照会があり、増殖義務の履行に係る疑義を県が把握した。
- ・ 県では、広瀬川漁協へのヒアリングや現地調査により状況確認を行い、「内水面漁場管理委員会」へ報告し、疑義案件の検証や今後の対応等について協議を行った(報告:2回, 協議:1回, 諮問:1回)。
- ・ 内水面漁場管理委員会で検証を行った結果、「広瀬川漁協が行った放流は増殖に繋がると判断しがたい」とされ、答申に基づき、令和7年3月28日付けで県は広瀬川漁協に増殖命令を発出した(別紙1参照)。

2 増殖命令の内容

魚種	増殖計画	増殖計画の期間
オイカワ	ア 増殖用種苗放流 数 量 <u>10kg</u> イ 産卵場造成 場 所 鹿内共第1号第五種共同漁業権漁場内 数 量 <u>16㎡(4㎡×4箇所)</u>	令和7年3月28日 ~令和7年12月31日

3 増殖命令発出後の広瀬川漁協の対応等

聞き取りによると、増殖命令への対応について理事会にて協議したとのこと。その後、県へ実施計画書の送付があった。概要は以下のとおり。

(1) 「増殖用種苗放流」の対応

【種苗の入手方法】

甲突川(鹿児島市)での採捕を基本としつつ、採捕が低調だった場合、一部を自河川で採捕予定(別紙2, 3参照)。

【種苗の採捕方法】

プラスチック製のセルビンを使用(約 10 基)

【種苗の放流場所】

米ノ津川支流及び米ノ津川本流(別紙3参照)

※支流と本流の間には複数の堰があり, オイカワの移動が制限されている。

【放流数量】

10kg ※増殖目標(5kg)とは別途実施

【実施時期】

7月と10月の2回を予定

※目標数量に達しない場合は追加実施

(2)「産卵場造成」の対応**【実施場所】**

米ノ津川本流のうち, オイカワ親魚が生息しており, 水深 30cm 前後で流れの緩やかな平瀬を選定

※実施予定箇所: 広瀬橋付近, 春日橋付近, 上知識橋付近, 六月田井堰下流付近(別紙4参照)

【造成方法】

河床の耕耘を基本とした造成(必要に応じて砂礫を補充)。

【造成規模】

4箇所以上, 合計 16 m²

【造成時期】

7月初旬

増殖命令への対応にかかるスケジュール(広瀬川漁協)

5月	増殖命令への対応案を作成
6月5日	広瀬川漁業協同組合理事会にて, 増殖命令への対応案を協議
7月~12月	理事会で協議した増殖命令への対応に従って増殖命令を履行
12月末	県に履行実績を報告

4 県の対応

計画書案の内容を確認し, 助言指導を行った。今後, 増殖命令の履行状況について確認を行う予定。